

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成22年3月9日(火) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	林 英 子	副委員長	伊 藤 正 昇
	委員	松 本 正 美	委員	山 田 邦 夫
	委員	米 野 秀 雄	委員	高 阪 康 彦
	委員	菊 地 久	委員	山 田 乙 三
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	水 野 一 郎
	総務部長兼 総務課長	加 藤 恒 弘	企画情報課 課 長	鈴 木 智 久
	民生部長	加 賀 松 利	民生部長兼 住民課長	犬 飼 博 初
	環境課長	上 田 実	福祉・ 児童課長	鈴 木 利 彦
	産業建設部 長	河 瀬 広 幸		
	消 防 長	上 田 正 治		
	教 育 部 次長兼 教育課長	伊 藤 芳 樹		
職務のため 出席した者	議 長	大 原 龍 彦	議 会 事務局長	松 岡 英 雄
	補 佐	金 山 昭 司	書 記	山 田 尚 徳
付託事件	<p>議案第 8号 町制施行120周年特別表彰について</p> <p>議案第10号 蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について</p> <p>議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第12号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について</p> <p>議案第13号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>			

○委員長 林 英子君

おはようございます。

お手元に、議案第11号及び議案第13号の議題の中で、請求のありました資料が配付してございます。また、議案第12号の関連資料が配付してありますので、お願いをいたします。

本日、欠席はございません。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりごあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 林 英子君

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁については、努めて簡素明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

最初に、議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明は何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可いたします。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって議案第8号「町制施行120周年特別表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで産業建設部長、消防長、教育部次長、企画情報課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休息いたします。
ご苦労さまでした。

(午前 9時03分)

○委員長 林 英子君

休息前に引き続きまして会議を開きます。

(午前 9時04分)

○委員長 林 英子君

次に、議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」を議題といたします。
提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

(「ございません」の声あり)

この問題について質疑はございませんか。

○委員 山田邦夫君

今回は、幾つかの部や課や、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり、東ね直したりがあるわけですが、普通、行政改革のときは、今までの何部何課何係が今回、何部何課何係になったとまとめが出ておるものですが、今回は出ておりますが、数字はすぐあるのか、ないのか。なければ、急に時間を食いますから、後でもいいんですが。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。手持ちにすぐというのはございませんが、今現在は1室、そして3部という構成になっております。これが、まず1室4部、1つ上下水道部をつくらせていただくということで、4部になりました。課の数については変更なく、私どものほうでは、たしか15課係を予定しておりますので、数としての変更はなかったというふうに記憶しておる程度でございますので、大変申しわけございません。もしあれでしたら、また資料を、今回のものをお渡しさせていただきたいと思っております。

○委員 山田邦夫君

今伺いましたように、部としては、上下水道部が1つできましたので、部がふえましたね。課は、収納課とあれを合併したことや農政商工課を分散したことで新しいのができましたけれども、横ばいじゃないかなど。数えができませんような何か変わり方をしているんで、係が幾つかふえたような気がする。それは、下水道部に係が3つできたのは、これはしようがないと思えますね。しかし、ほかに一、二、係ができました。

蟹江町の組織は、職員の数も町長部局で200人前後、財政規模も横ばい、縮みぎみという、人口も横ばいということでいくと、普通、行政改革というときには、余り縦割りをふやさないという見方が多いわけです。ですけれども、町長も2期目になられて、やりたいことがあって、新しい課の名前や係をふやさされた。行政というのは、縦割りをふやすと、どうしても何か守備の守り合いがあって、横の連携は、やれやれと言っても、効率が悪くなる。今見

るのは、係のレベルなんです、とにかくふえるわけです。

昔から、特に行政組織の難点というのは、部をつくと、部長や課長をつくる。課長をつくと、係長をつくる。要するに、課長が係の仕事をするケースもあります、今までの政策推進室みたいにね。係をつくと、その下に、女性には悪いんですが、昔だとお茶くみを置くと、こういう行政組織の仕事があってもなかった、そういうある格好をつくるというのは物の本にも書いてあるんですね。そういう意味で、今回係りがふえた、縦割りがふえたというと、僕は効率が悪くなる、要するに仕事のやり方が狭くなって、全体としては人員削減とか、人件費削減というのにつながっていかないということを日ごろ感じておるわけです。

そういう意味で、行政改革のときには、常に可能か、1人の課長で束ねる、係長で束ねるということをする努力をするんですが、今回は新しいことをやりたいほうへ気持ちが行ってしまって、新設している。あとは、多少、離合集散がありますが、そういう意味で、行政改革という視点に少し欠ける。要するに、新しいことをやりたい気持ちはわかります。それは、首長として、一つの熱意ですからいいんですが、どこか省くというか、ちょっと時代にそぐわなくなってきたところを少しずつ何か整理するというのもやっていかないといけないように思いますが、その辺のところは、視点が一つ拡大のほうへ行ってしまっているような気がするんですが、どうでしょうか。どなたがお答えになるのか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変、組織上のお話しいただきまして、恐縮であります。

ただ、今回私どもがさせていただこうとしております機構改革、そして部の設置条例の改正でございますが、まず1つには、上下水道部の問題がございます。こちらにつきましては、町長部局にも上下水道部をつくる、そして下水道関係の滞納金、公営企業のほうも、名称も上下水道部という形で非常にわかりやすく、そしてこれは合体して、1つの水に関する部分で、上水、下水をきちっと整理をさせていただきたいということでつくらせていただいた部でございますので、私どもとしては、これは行政の改革的な部分をすべてやらせていただいておりますというふうに認識をしておるわけでございます。

それから、課の内容でございますが、1つ税務課につきましては、こちらにつきましては、滞納整理という部分が大変皆様にご心配をおかけし、その中でのご指導もいただいた点がございます。私どもも、それをよく考えさせていただき、そして税務の中で、一つきちっとくくりをして、収納をとということで、収納課を税務の中に取り込んで、体制を整えるというような改革の一つをさせていただきたい。

また、土木農政課につきましては、こちらにつきましては、農政商工課についての事務を農政と商工関係と実際には分けさせていただく。これはまた、ちょっと異質な部分がございますので、そちらをきちっと整理をさせていただいて、土木農政課ということで、一つのくくり。こちらにありますのは、実は農政のほうの農産係、農地係、緑化係というようなも

のを整わせていただくわけですが、このほかに下水道係というものを土木農政課のほうに入れさせていただきます。こちらについては、住民の皆様方が今まで下水道課のほうに、実は下水道だと思われて、道路の管理をします土木のほうには排水路がございました。また、農政のほうに土地改良区の水路がございました。こういった水路関係をすべて下水道課のほうで集約をしたいということで、もちろん大変申しわけありません、土地改良区のほうは農業も関連しておりますので、その関連も含めてでございますが、皆様からお話をいただいている土木農政課のほうで伺い、対応できるようなというような、そういった観点で、この課をつくらせていただいたということでございます。

それから、政策推進室のほうまでお話が出ておると思うんですが、こちらにつきましても、今まで政策推進室一本で、政策推進係ということでやっておりましたが、この中に協働という問題がございます。住民協働というところの観点から、一つきちっとしたところで、ふるさと振興課、こちらは、大きな形で言う商工観光の関係の協働とか、今度新しくつくらせていただきますまちなか交流センター、こういったものが上がってきて、町民の交流の場として進めていきたいということを含めて、これもそういったところの体制をしていきたいということをつくらせていただいたものでございます。

それと、もう一つ中にごございました係がふえておるんじゃないかということでございますが、係は確かに1つだけ、町民交流係というものを先ほど申しあげました振興の中で進めていくということで、1つ係を立てさせていただいておりますが、ほかにつきましても、すべて割り振りを兼ね、統合するものは統合しということで、課部につけさせていただいたという、こういう観点で、今回、行政改革として部の設置条例の一部改正ということでご提案をさせていただいておりますので、そのあたりはどうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○委員 山田邦夫君

実質的には、町民交流係が1つふえたと今おっしゃいましたが、下水道部は、係が1つだけだったのが3つになりましたからね。これは、先ほど申しましたように、ふやさなければいけないから、ふやした、わかるんです。そういう意味で、1つだけじゃなくて、係はふえた。

それから、課というのがトータルでふえていないんですけれども、政策推進課というのは、部の下が直に係だったところを課ができたわけですね。先ほど申しましたように、部長がおると課長を置く、課長がおると係長を置くという、こういうルールですね。そういう意味で、だれかが育ってきて課長待遇をしなきゃいかんから、課をつくと。これが、この前、全員協議会のときに私が嫌味みたいに言ったんですが、人で組織をつくる。人がおらんときは、課を省略する、こういうのは人を見てやっている。今回も人を見てみえると思うんです。だれをどう処遇せないかかなんかということが頭に先に浮かんできて、組織ができてしまうわけ

ですね。そこらは気をつけてやってほしい、これは要望しておきます。

組織や人は、既に頭において、間もなく発令することですから、余り外から申し上げては、申しわけないとは思っております。人事権者の構想でやっていただいて、実績で評価されることでもあります。

もう一つ聞いておきたいのは、上下水道部長というのができて、下水道課ができ、一方、公営企業管理者は町長だと思うんですが、そのもとに、これは中抜きじゃないと思うんですが、上下水道部があって、水道課がありますが、副町長というのは、町営企業のところでは関与、今まではしておったのか、それだったのか、今回もありませんか。そうすると、上下水道部長というのは、両方見ていくわけですが、片一方は町長直轄、そうでもないね、下水道課のほうは事業ですから、町長直轄みたいですけども、どういうふうになっているんですか、部長の兼務になるのか、何ですか、これは。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。少し公営企業のほうと町長の直と申しますか、直轄になっていまして、町長部局のほうと一緒にいるという、ちょっとわかりにくい構図になっておるんですけども、いろいろこれは研究したんですけども、いろんな市も見せていただきました。その中にも、やはりこういう形で組織をつくられる団体が多いということでございます。ただ、今おっしゃられましたように、上下水道部が同じ名前でさせていただいて、公営企業のもの町長部局のものをこういうぐあいにし、ここの職員については、私どものほうは兼務を考えております。水に関する部分の責任者ということで、部長は1人で兼務をしていただくというふうに考えております。

それから、もう一つ、先ほどの課長等のお話もございましたが、こちらにつきましても、ほかのところもそうですが、兼務を小さなところについてはおかしいですけども、直轄でいけるようなところは、兼務体制でということ考えておりますので、大変申しわけございません、まだ未になってございますが、またいたしますので、よろしく申し上げます。

○委員 山田邦夫君

政策推進室というのは、部扱いだと思います。前の行政改革推進室のときは、課がなく、ストレートに係で、非常に少数精鋭の町長の直轄する組織だなと思っておったんですが、今度は課や係を2つ持ってしまって、推進課が何か軽くなったというか、感じが、いやいや、それは外から見るとですね。それで、要するにラインの仕事を持つと、決められたことをやるというタイプになってくるわけですが、ふるさと推進課を抱えていますからね。行政改革推進室というと、非常に重みのある何か政策や行革を企画立案推進してという印象があったわけですが。業務分掌で、どういう分掌が書いてあるかは知りませんよ。そういう意味で、実務的なところへこじんまりしていくと、町全体をどうするか、長期ビジョンをどうするか、もちろん総合計画もここでやることになると思いますけれども、そこら辺が当たった人、まさ

にまた人で軽くなってしまうということも考えられますので、本来、組織は何を求めているか、それに足りても足りなくても、人をそこへぐっと育成していくという形で、人を育成していけないと、こじんまりした部長や課長になっていってしまうので、大変小難しいことを言いますが、そういうことを以前から感じておりますので、これは意見として申し上げておきまして、ご努力をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 林 英子君

今のことについては、別にいいですね。

○委員 山田邦夫君

いいです、はい。

○委員長 林 英子君

はい、わかりました。

では、そのほか何かございませんか。

○委員 松本正美君

今回の機構改革で、非常に住民にわかりやすいスタートということで、私も一応は、賛成はするんですけども、特にこの中に緑化及び公園に関することとか、新しくこういうものの部分が出てきているわけなんですけれども、今、公園も児童公園だとか、都市公園だとか、そういうので、関連しておるところがあるわけなんですけれども、今後こうした公園に関しては、一本にするだとかという考えをやっぱり機構改革の中で、これもこれからの事業仕分けで、町長さんも所信表明の中で言われていますが、こうしたことを含めて考えていかれるのかどうなのか、また健康づくりにしてもそうですけれども、健康は保健推進係ですか、そうしたほうで進める部分と生涯学習課で進める部分とまたがっているわけなんです。そうした面で、今後、一本に絞っていけるのかどうなのか。また、食育に関しても、教育と、それと農政商工課にもかかわってくるものですから、こういったことを一本にできるものかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

以前から公園のことにつきましては、大変ご心配をおかけしておりますし、皆様からご意見をいただいております、いろいろと指導で。今回の機構改革では、私のほうでは、そういったところまでちょっと進めなかった。というのは、児童公園の整備とか、そうしたものがございまして、そのあたりを私どもではもう少し時間をいただいて、きちっと整理をし、その後効率していきたいと、一本化していきたいというのは、実は事務担当のほうでも考えておるところでございまして。近いうちにそういった事業を進めて、またご提示させていただくということになると思っております。

また、健康づくり等ですが、確かに民生部の健康推進課のほう、そして教育委員会のほう

で生涯学習、また食育の関係は、おっしゃりますとおり、農政関係の部分もございますし、そして給食センター抱えておると、こういったものがございます。ただ、これは事業として、今、私どもが進めておりますが、1つの課で進まないものについては、きちっと部を挙げてコラボレーションするということで、事業内容で一つ一つを統合して課をつくっていくとか、課に持たせるとかということは、事務事業の取り扱いもなかなか難しゅうございますので、今、私どもとしては、実態的なコラボレーションで各会を開いたり、一緒になって、共同で進めていくと、これは蟹江町が進めていこうという政策といいますか、事務執行の要領になってございますので、今後しばらくは、こういった形で進めながら、今後の対応を考えていきたいと思っております。

現在のところは、事務のコラボレーションということを考えて、きちっとした情報共有、そして施策の推進というようなことでタイアップしてやっていきたい、このように思っておりますのでございます。

○委員長 林 英子君

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

では、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方、どうですか。

ありませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第10号「蟹江町室及び部設置条例等の一部改正について」は、原案どおり決定をいたしました。

○委員長 林 英子君

では、次に議案第11号に入ります。

議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

○副町長 水野一郎君

この議案につきましては資料の請求がございまして、きょうは委員のほうに報酬の比較表を配付させていただいておりますので、その内容につきまして、若干説明をさせていただきます。

ます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。さきにご請求をいただきました資料、両面刷りでございますので、まずこの説明のほうから、ご説明をさせていただきます。

これは、非常勤特別職が22年度に私どもが使う現予算を立てております。22年度予算のほうが（A）というところがございます。これを計算していきますと、人数では197名を予定しておりまして、全体では予算上381万8,000円を上程させていただいております。

その隣の欄、Bでございますが、これが新しく7,000円に改正をさせていただいた後の試算でございます。こちらを試算いたしますと、270万5,200円ということになりまして、その差し引きとしては、111万2,800円の減額という形になるものでございます。

1回における平均的な時間はどうかということで、私ども、調査しました。大体1時間から1時間半程度、私どもが予定をさせていただく時間とは、大体1時間半を予定して実は会期をお願いするというようなことで立っております。

また、このあたりが平均的であるということで、そこにさせていただいております。

裏面でございます。

実は海部津島と、そして私どもでは調査をさせていただいたり、情報交換させていただいておる市町村の主たる委員会、私どものように、短く、どのようになっておるかということでございますが、ここがございます津島市の6,700円から16番、春日井市さんの7,100円ということで、この大体が平均させていただきますと、6,800円ということもでございます。私どもは、これを直接というわけではございませんが、勘案させていただいて、今回、設定をさせていただいてございますので、よろしく願いいたします。

資料としては、以上でございます。

○委員長 林 英子君

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○委員 菊地 久君

今回の報酬の一部改正なんですけど、改正に至った経過ですわ。従来これは高過ぎるという意見が多かったのか、いろいろ計算をしていったときに、1時間程度の会議で来てもらって、これだけ払うのはいかなものかだとか、それらについて、今回こういうふうに出てきた背景というのは、町の全体の支出の見直しをしようと、こういう観点から、今回の非常勤特別職員に対する費用を減額しようと思ったのか、それから今いみじくも最後の他の市町村等々の比較表、裏面にありますけれども、これを本当に他の市町村との検討をして、蟹江町はちょっと高いな、こういう発想の中で出たのか、この経過がある日突然ですので、これは行政改革の中に、特別職のこういう見直しということは言われていたような気がするんですが、

それを受けてこれなのか、この辺のところはどうなの。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

事務方、私どものほうの所管ということで、大変申しわけございませんが、進めてまいりました。実は、以前から1万円近い金額が高いのではないかというのは、実際、私どもの耳に入っております。これは、一般の方からも実は入っておりますし、委員さんの中では、大変語弊があるかもしれませんが、役場に呼ばれて1時間ほど行けば、1万円近くになると、だから仕事をやらなくても、そちらへ出てというようなことも、実際に私どものほうも把握しております。ただ、それはすべてだというふうには思っておりません。というのは、大切なお仕事をあけていただくというのに、1時間、1時間半の仕事をここでやっていただくのに、半日をつぶしていただかなきゃいかんとか、そういう事情も十分承知しておりました。ただ、そういった中で、私どものほうが進めています17年からの行政改革の中でも、やはりこういったもの、職員給料の関係やらで含めて、見直しの案を提出させていただいております。

この件につきましては、それ以後、実は調べておまして、先ほどお話をさせていただいた弥富市さんあたりは、実は、それ以前は非常に高い、私どもと同じような金額であったというものであります。ただ、17年に弥富市さんが誕生といいますか、合併される、それに向けて、実はその金額が変わってきておるということで、見直しをされております。同時に、愛西市さんも、合併を機に変更をされておるというようなこともございまして、先ほどお話ししましたように、近隣の動き、そしてもう一つ大きなものがございましたのは、私としては、裁判員制度の導入のときに、裁判員が1日拘束をさせて1万円というのが向こうから提示があり、調査に対応する場合には、8,000円という金額の提示がございました。これを踏まえまして、私の中で、務めた総務の中で検討いたしました結果、22年度からは、いろんな情勢が変化をしてくるのにも合わせまして、こういったところで、財政のこともございまして、適正とは申し上げられるかどうかは、私自身いろんな語弊があるとは思いますが、こういった形に変更させていただくのが、この時期にまた他の動向を考えたときには、大変よろしいのではないかとということで、お願いをしたいということで上げさせていただいております。

以上が経緯でございます。

○委員 菊地 久君

もう一つは、ここに書いてあります委員会について、数はこれだけありますけれども、条例に基づいてこういう委員会を設置し、こういう委員を置くということになっておると思いますが、この中で、必要があるのか、本当はないのか、消すことができる委員会はあるのかどうか、この辺は検討課題の中で、どういう形で、これは絶対必要だという委員会ばかりなのかどうか、それについては、どのように検討されておるのかなど、いかがなものでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

特別職の報酬条例のほうに載っております委員さんにつきましては、法定のものがほとんどでございます。もう一つは条例でございますので、基本的には必ず必要である。ただ、開催がその都度というところもございまして、実は案件がない場合については、例えば特別報酬審議会なんかもございしますが、こちらは、その予定がない場合については、組まないというようなことで、予算計上されておりましたが、これは法定のものと、そして条例による附属機関としての審議会というふうに思っております。これについては、そういうふうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 菊地 久君

今は、そういうふう書いてあるんですが、本当に必要なのかどうかという疑問符、例えばここに書いてある健康づくり推進協議会委員、これは法的な根拠からいって必要なのかどうか、どこかに書いてあって、こういうものを町は設置しなければならないだとかいうような項目の中に、法的に基づいてあるものと町独自で必要としておるものと、その辺については、これはどうなんですか。一遍見直したのか、これは絶対に法的に必要なだから、こういう例えば審議会というのは、法的に都市計画審議会だとか、こういうもの、また国保の運営協議会だとかいうものとどうなのかという、対比をしたという、考えたときに、この委員会の中は、全部全段が地方自治法だとか、法に基づいて設置しなければならないということできたものか、町独自ででかしたもののなのか、この辺はどうなっておるんですか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

委員ご存じのとおり、今おっしゃられたとおり、審議会等は法律で決まっております。委員会についても、法律で決まっておりますのもございます。ただ、おっしゃいますように、町条例のほうで、条例でこちらのほうに載せていただいておりますものもございまして、実際、検討し、見直しを図るということになれば、町条例の部分については、条例の観点での条文になりますので、こちらのほうをもう一度見直すということは、可能というふうには考えます。

ただ、今回につきましては、大変申しわけございません。一つ一つの委員会について、法定委員会以外のもの、条例設置のものについて、これが必要であるかどうかというところまでの審議は、実は行われておりません。

また、私も実は現在のものについて整合性をとるということで、そこまでの検討はしておりませんので、今後の課題といたしますか、検討課題とさせていただくということをお願いしたいと思います。

○委員 菊地 久君

今回は、一般的にここで予算から減額すると、110万円という金は浮くという結果であるんですが、要は、基本的には必要性があるのかどうか、それからこれから町政については、

協働でやろうじゃないか。そのときに、町の役職を持ってやる委員と民間の人たちが一緒に入ってやろうという委員と、どういようにこれから区別をしていったらいいか、考えたらいいか、例えば今町がやっておる輝来都の委員会協議会があるんですが、あんなに大勢の方が夜7時からおやりになって、頑張ってくださいっておるんですが、ああいう方々は、集まってきても無料ですわね、正直言ってね。それから、スポーツやなんかでも、これからもそうとは思いますが、いろんな各種団体だとか、いろんな人が集まって、民の方に一緒にやっていただく、それから祭りの問題でもそうですが、祭りの実行委員会は、民でやれば、これは金が要りませんよね。

だから、それらを精査していったときに、本当に非常勤特別職という形をとっていくものと、そうでないものがあると思うんですよ。それをきちんと整理をしていくのも、大事だと思うんですわ。現状を認識しながら、現状、こうあるよと。あるから、その費用が、開催日数がこうだとか、来ていただいた人の会議の中身とといえば、正直言って、来ただけだとか、来て、ただやったと、町としては、こういう委員会に諮ったところ、異議なしだったと、5分で終わる場合もあるわけ。しかし、町としては、こういう委員会に基づいて、賛成をいただいたという一つの形だけだということもあろうかと思えますし、例えば議員さんが一緒に入っている委員会もありますよ。議員さんが入っておると、議員さんが主体になって、例えば国保運営協議会は、総務民生常任委員長が多分この委員か何か運営しておると思うんですが、ほかの人から言うと、議員さんが入っておると遠慮して、議員さんがしゃべればそれでいいわけですし、しゃべらんときには、大体がええかと、町が出すやつだでしょうがないかと、下手に町に逆らっても、後でいじわるされるといかにでとか思うかどうかわかりませんよというようなことで、大体提案されると、異議なしですわ。大体の委員会が議事録を一遍見ると、よくわかると思いますが、だからその辺について、形だけのものなのか、本当に中身の濃いものなのか、必要性があるものなのかどうなのか、せっかくでございまして、報酬だけを下げたというやり方は、私はまずいと思う。至る経過が大事なんです。経過として、これもやって、これもやって、最終的に報酬等についても見直して申しわけないけれども、この部分は下げさせてもらったと。こういう会議だったら、いろんな協議会をやっておる方々は、例えば夜7時から出て、ご苦労願っておる方々については、お茶1本でのご苦労願って、ありがとうだとか、いろんなあるんですよ、同じ参加をするにしても。

それから、スポーツやなんか、特にいろんな形でご苦労願う人、いっぱいおるとは思いますけれども、そういう人たちのことも考えたり、全体的に官から民へというものですから、できる限り民間の力をかりて、どんどん委員会をやったり、会議をやったり、協議会をやったりして、事が協働でやれるようなシステムをつくっていくときに、一方の委員になっておると、日当が出るよと、一方はただだよと、こういういろんなところでギャップは出たり、いろんな問題が出ると思っておりますので、一遍その辺のことも精査をしながら、検討されたら

うがいいのではないか。

今回、これは条例提案ですので、日当を下げるということですので、日当を下げて、こうなるというだけのことですが、ここに至る本当は経過だとか、これからはどうするかということをご検討の課題等で残してもらいたいのが1つと、前回の本会議でも申し上げましたように、世間の状況が非常に悪いと。悪い中で、例えば非常勤特別職の報酬等について、減額、3分の1ぐらい下がるわけですよ。そのときに、例えば町長初め特別職の人、議会の議員の人たちについて、本当の町民のトップと言え、そうなんですが、そういう人たちの考え方というのはどうなのかと、みずからがどう思っておるのかと、偉そうなことを言うてはいけません、私も議員で、では議員として、あなたはどうかと質問をされたときに、どうアクションを起こすのかというと、一緒なんですよね。だから、いずれこれは予算を組んで、こういう特別職の減額の問題が出てくれば、それぞれの町民の中では、私が言ったような意見というか、ものが必ず沸騰してくると思いますよ。

そのときに、町はどうかですか。議員さん、あんたたちはどうかと出たときに、我々は何にも考えていませんと、そんな気持ちもありませんと言うのか、ある程度、名古屋市の河村さんみたいな、あんなのを町長に提案せよということは言いませんけれども、河村市長みたいな、あれはあの人ではないんですが、名古屋市のことですが、町長として現状を認識した中で、どのような考え方をお持ちなのかとか、議会は議会として、議長を中心にして、どんな考えがあるか、これは住民に問われる時期が必ず来ますので、ぜひそのときに、どういう考えやどういう姿勢を示すのか、重要な課題だと思っていますので、ぜひ、これは、議長は議長、議会側のことですので、またせないけれども、町側は町長に、ひとつそんなようなときが必ず来ると思いますので、ぜひ考え方をお示しできる時期で結構でございますので、また何らかのときに、ご検討をお願い申し上げたいと思います。

○委員長 林 英子君

要望でよろしいですか、そういうふうにしてほしいという。

○委員 菊地 久君

どうぞ、言うでもいいですよ。いや、お答えして、どんな考え方やと答えればいいし、要望だと思うんなら、要望でも。

○委員 山田乙三君

区分でもずっと書いてありますけれども、例えば民生委員推せん会、実態は私も出させていただいたことがありますけれども、流れとしては、地元の町内会地区嘱託員の方が四苦八苦して苦労されて、民生委員の方々をそれぞれ推薦される。それで、最終的に民生部のほうへ届くわけですが、その間に、即決定じゃなくて、私が思うに、法務省なり、厚生労働省なり所轄のところ、それらに内々に私は調べられておられるだろうと、そういう中で、お墨つき、オーケーという内々の承諾みたいなものが出て、ようやく民生委員推せん会のテ

一ブルにのるのかなと、こんなようなことを思っておるわけで、これは条例なのか、法令にのっとして、こういう形かなということですが、一方、保護司とか、人権擁護委員については、この区分の中に載っていませんですね。かなり保護司にしても、人権擁護委員にしても、人数は少ないですけれども、なぜこの区分の中に入ってきていないのかな、重要性からいったら、かなり重要性の部分をお占めておるんですが、かたいことを言えば、欠落してないのかな、こういう思いがするんですけれども、まずその辺ちょっと答弁いただきたいです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

非常勤特別職の中に、保護司、人権擁護委員さんのお名前、役職がないということですが、これは私どものほうの委員さんではございませんので、県あるいは国のほうのものだから、そちらのほうでの任命であり、そちらのほうでの対応でございますので、町が非常勤特別職として取り扱う方ではございませんので、今回はその区分に載ってございませんので、そういったことで。

推せん会のほうにつきましては、民生次長のほうから。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

推せん委員会のほうは、法的に決まっております、その中で選ばれた方という形になります。それで、今言われたように、国から調査とか、そういうことはございません。まず、町内会長さんからご推薦いただいた方を推せん委員会で審査していただいて、それを県のほうへ上げて、県から国へという形で、委嘱状をいただくという形になっております。町のほうとしては、そういう関係でございます。

今、総務次長から言いました保護司と人権委員の方については、法務省から直接委嘱されるという形になりますので、町とは関係ございません。

以上でございます。

○委員 山田乙三君

民生委員については、確かに答弁いただきましたけれども、そういうことかなと思うんですけれども、やはり一部には、かなりお人柄とか経歴、懲罰も含めて、そういうのも内々ひっかかりとか、チェックの項目に入ってへんだらうかなと、私、勝手に推測をしておるわけですが、例えば民生委員推せん会といっても、非常に苦勞されて、地元の町内会長さんから担当部署へお出しせられたものをさらに民生委員推せん会でもむわけですが、さりとて、中身は一体何なのと。ただ、会を開いただけじゃないのかなと、こういう思いが強いわけですね。各地区地区で一番よく知っておられるのは、各地区の町内会長さんであり、嘱託員さんである中で、さらに条例や法令といえども、民生委員推せん会というのは、私は一つのセレモニーという感じで、ひっくり返ったこと、過去にはあったかどうか、私はないのかなと、こういうふう思うんですけれども、それでは、どういう意味合いでこれを

やるんですか。だから、法令にのっとしてやらなければならない、条例にのっとしてやらなければならないということであれば、無駄のような気がせんでもないんですけども、その辺どうですかね、見解は。必ず開くべきものなのか、その必要の都度、開いていいようなものなのか、どうですか、その辺は。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

先ほど言いましたように、推せん委員会は法令に基づいて開くものでございまして、先ほどのどういう方かということは、推薦基準というのがございまして、それに基づいて町内会長様に選んでいただいております。それをもとにして、推せん委員会でご審議していただいて、それを委員長のお名前で県知事のほうへ上申すると。その上申に基づいて、県のほうが国へ上申するという形になっておりますので、推薦された方は、町内会長さんが民生委員さんにふさわしいという方を推薦いただいておりますので、それに基づいて、私のほうもご説明させていただいております。

以上でございます。

○委員 山田乙三君

民生委員さんは、今も昔も立派な方が推薦されるだろうと思っておりますけれども、実態は、正直言って、やり手がない。本当にそういう実態だと思っております。ですから、昔のイメージと、一つの民生委員というと、ステータスみたいな感じ、資産があつたり、名士であつたり、そういう方がイコール民生委員というイメージが大昔はあつたかなと思うんですけども、非常に今はお世話をする、本当に大変だなと。例えばきれいなことばかり言っておつてもしゃあないですけども、シングルの方でも民生委員をやっておられる。例えば病気でご主人を亡くされたり、あるいは奥さんを亡くされる。それはそれでいいと思っておりますけれども、やはりなり手がおられない中で、いいのかな、下手すると、あの方、民生委員じゃなくて、お一人の体、自分自身が大丈夫なのかなという方が少なくとは言えないです、かなり見受けられるんですよ。

ですから、そこをただ事務的に、ビジネスライクにやるんじゃなくて、きちっとやらないと、実態として本当に皆さん、名前は出すわけにいきませんが、結局、背景にはやりたくない、高齢化も進んでいますし、そういう実態だと思っております、質と言うと失礼ですけども、昔から比べると、若干いろんなバラエティーに富んだ方が民生委員さんをやっておられるかなと。中には、えっという感じの方も、失礼ですけども、名前はちょうだいするけれども、委嘱されるけれども、実態としては全くやっておられない、厳しい言い方をしますとね。そういう実態もどうなんですか、つかんでみえますかね。私、名前を個々に言うわけにいきませんが、本当に返上したらいいのになと、本当に口元まで出てくるような人が蟹江町全体の中にも1人や2人じゃないですね。その辺どういうとらえ方をされておりますかね。こういう現在とこれからこういう推薦されていく中で、方向性というのか、問

題点というのか、もしお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

選んでいただくのは、先ほど言いましたように、民生委員さんになるための基準というのがございます。年齢とか、いろいろございます。先生言われたように、中にそういう人がおられると言われる話ですけれども、ちょっと私は掌握していませんが、ただ病気でやめられたり、いろんなことでやめられる方もおみえでございます。

あと、民生委員さんになられると、研修とか、いろいろございまして、そういうのも受けていただいて、全然知らない方でも、そういう民生委員さん等の心得とか、そういうのを勉強されて、地域の皆さんのためにお役に立つようにやっておられると私のほうは思っております。

以上でございます。

○委員 山田乙三君

これは、ちょうどこういう報酬の見直しの中で、ちょっと枝葉の意見ですけれども、民生委員さんの中にも、例えば1週間、気を失ってまって、意識不明という状態の方が治らないでやっておられる。本当に、はたから見てもはらはらして、いいのかな。それから、民生委員さん、何回も言いますが、委嘱されて、実態として全くやっておられない、こういうのはぽつぽつじゃなくて、結構見受けられるんですよ。ですから、本当にお困りな方に手を携える、あるいはしてあげるといことは、背景にはやりたくないという方がおられるんで、難しいでしょうけれども、部局として、きちっと、ただ手をこまねいておるんじゃなくて、時にはどうですかというような形で、逆にご勇退をお勧めするような形も、時には必要ではないのかな、町民のために、そんなケースも若干出てきてへんかなということを思っていますので、要望を含めて、意見とさせていただきますと思います。

○委員長 林 英子君

わかりました。

ほかにご意見ございませんか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、これより討論に入ります。

原案に反対の方がいましたら、許可をいたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで総務部次長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休息いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 9時51分)

○委員長 林 英子君

それでは、休息前に引き続きまして会議を行います。

(午前 9時53分)

○委員長 林 英子君

次に、議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「はい、よろしいですか」の声あり)

○民生部長 加賀松利君

それでは、お手持ちのほうで、3月議会の議案第12号の関連資料ということで説明させていただきます。

これは、全員協議会に出ておる資料に掲載させていただきました従来の一種障害者、月額8,000円という方の人数5名、その方たちの内容でございます。名前は控えさせていただきますけれども、現在受給してみえる手当、金額、医療費、世帯状況でございます。

最初に、①のAさん、7歳の方、それから同じく④番のDさん、この方も7歳の方ですけれども、順次説明させていただきますけれども、体幹機能障害1級、療育A、IQ35以下、受給手当として、蟹江町心身障害者扶助料として年額9万6,000円、それから障害児福祉手当A種25万8,480円、それから特別児童扶養手当60万9,000円、医療のほうは、子ども医療対象のため、無料でございます。世帯の方でございますけれども、世帯の所得は591万円でございます。20年度分でありますけれども、それから②のBさんとしては、体幹機能障害1級、療育A、IQ35以下、受給の手当としては、心身障害者の扶助料9万6,000円、それから特別障害者手当は、所得オーバーのため、いただいておりません。障害者年金として、99万100円いただいております。それから、医療は、障害者医療対象のため、無料になっております。世帯の所得としては、2,367万円でございます。

3人目のCさんでございます。24歳の方で、体幹機能障害1級、療育A、IQ35以下、蟹江町の受給手当、心身障害者扶助料、それから特別障害者手当A種、障害者年金をいただいております。医療費は無料でございます。世帯の所得としては、632万円でございます。

4番目のDさん、7歳でございますが、聴覚障害で2級、療育A、IQ35以下、受給手当は、蟹江町心身障害者扶助料、それから障害児福祉手当A種、それから特別児童扶養手当をいただいております。それから、医療費は無料でありまして、世帯の所得は349万円。

それから、5番のEさん、29歳の方でございます。体幹機能障害2級、療育A、受給手当ということで、心身障害者扶助料、特別障害者手当A種、障害者年金、二十以上の方は障害者年金ということで、99万円、最高額をいただいております。医療費は無料でございます。世帯所得はゼロでございます。この方は、世帯分離をしてみえるので、お父さん、お母さんは同じところに住んでみえますけれども、世帯手当で、お父さんは60歳になられて、年金の入る方でございます。

5人の方、ごらんのとおり、ある程度、安心して生活できる額と思っておりますが、以上でございます。

以上、簡単に説明させていただきました。お願いいたします。

○委員長 林 英子君

質疑はございませんか。

○委員 山田邦夫君

5名の方について資料をいただきまして、手当としても、大分出ていることは出ているけれども、世帯所得も大分ある人があるなという印象と、先ほどの説明で、世帯分離してみえるという話がありましたね。少し本題から離れますけれども、障害者手帳というので、私もちょっと余り身近じゃないけれども、知っている人で、10年ほど前に心臓のカテーテルという心臓へ入れるやつをやって、身障者手帳をもらっているらしい人があるんですね。だから、その家族も、どうも世帯分離しているみたいで、帰ってきた娘さん、同居しておるけれども、世帯分離だ。奥さんとご主人とも何やら操作していて、県営住宅へ住むのに、2人で別々に申し込んで、県営住宅、蟹江にないんですけれども、お隣の県営住宅へどうも入居したらしいと、そういう帰ってきた今娘と言ってしまったんですけれども、それは男も女も、そういうケースがあるんですが、世帯分離して生活保護を受けるとか、身障手当受けるとか、母子手当受けるとか、そういう種類のことがあるということが1つと、それから障害者手帳が、実は私の身近な人で、この二、三年でカテーテル手術をして、海南病院で手術したら、今それはやりませんと、証明しませんということでならないんですね。

そうすると、以前に受けた人は、そのまま障害手帳というのは、いつまでもも生きているものかどうか。要するに、何か見直しというものはないものかどうか。もう一つの話は別にしますが、その2つ、以前にやった認定というのは、見直しはないのかということ、それから世帯分離というのについては、どのようにお考えになっているか。悪用されているということが方々に見受けられないか。悪用というと、言葉は悪いんですが、随分知恵を出して、それぞれの該当者はやるわけですけれども、その2つ、どうですか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、手帳の見直しでございますが、以前例えば3級をもらってみえた方が、症状がよくなって、級が下がるというのは確かに聞いたことはございますが、手帳が発行されるときに、

有期認定というのがあります。ですので、何年か先には診断書を出してください。ですので、症状自体よくなるケースがある場合については、有期認定で、何年何月にまた出してくださいというような形で手帳が出ているケースがございますので、そういった方については、その年のときに、診断書をまた提出をしていただく。ただ、何も有期認定で出していない方については、言葉が悪くなりますが、ひょっとしたら、出ているまま級がいく可能性はございます。

それと、世帯分離の関係ですが、それぞれの手当によって実態をとらえる場合と書類上でとらえる場合がございます。障害年金の場合ですと、実態ではなくて、書類上で判断をするというような形で、今回、一番下の方ですとか、障害年金は、あくまでも本人所得になりますので、その辺は別に世帯分離しなくても、同じ世帯で、例えば世帯主がたくさんあっても、障害年金、本人が、所得がなければ、出るケースはございます。

母子なんかの手当になりますと、どうしてもこれは世帯分離では出ませんので、母子の手当については、あくまでも実態をとらえて、幾ら住民票が別々、世帯主が別々でも、実態一緒に住んでみえれば、全部の家族というようなみなしで手当のほうは処理をさせていただいています。

あと、国保のほうになりますと、書類上で審査をすると。ですので、いろいろな……

(「生活保護は実態」の声あり)

生活保護については、実態でとらえるということになりますので、ちょっとそれぞれの手当によって、実態でとらえるのか、書類上でとらえるのかというのは、まちまちなんですけども、そういった形で今は行っております。

○委員 山田邦夫君

私、聞き方が余り明確でなかったもので、いかんですが、世帯分離というのが役場の窓口だけで、書類ではわかりにくい部分が案外とあるように思いまして、身近で見ていると、そういう、どうも生活保護をだれかが受けているらしい、障害手当を受けているらしいという範囲、個人で余りわからん。しかし、その人は、どうも歌謡教室へ行ったり、温泉へ行ったり、いい車に乗っていると。気になってしょうがないんですよ。この前聞く機会があったら、いや、わしは10年前に認定受けたんで、障害、カテーテルの話ですよ。おれの身近な人は、最近だめだったが、そのままで済むものかなと。例えば介護保険でいうと、6カ月の中で見直しをしますね。しかし、障害については、有期認定か、どうやらおっしゃったんですが、法的にそうもののあるのと、ないのがあるとすると、非常にもらってしまうと、そのままですね。だから、基準が変わる。カテーテルは、以前は障害者になったのに、最近はならないとか。以前のをどうするんだということが1つ。

それから、よくなっている、よくなっていないということの再認定というのは、介護保険みたいにやらないといかんような気がするんですね。それは余分なことですが、生活保護や

その他とも似たようなことが起きるわけです。そこらがどうも不十分だなということの感じがいたしますが、どうかという。

もう一つは、すごくいろんな優遇措置と言うと、いかんですね、救済措置があるんですね。まず、税金を随分町民税、県民税、その他優遇じゃない、それは救済されていますね。国保税等も書かれている。それから、交通機関も、何やら移動に優遇を受けている。それから、医療費で優遇を受けている。そういうのが実はわからん。くしゃくしゃで我々わからないです。人に聞かれても、答えられない。これは一度何か、それは膨大なパンフレットになっちゃいかんのですが、要点を例えば全協で出た資料のレベルで、どういう優遇措置で、どのくらい受けているか。要するに、お手当でもらっている部分のほかに、どのくらい優遇されているか。我々、医療費で随分苦しむんですね、たくさんのお金が出て。それがないと、大変、実質この手当が生きるわけで、そういうものは出しようがありませんか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

今のところ、こういった福祉のガイドブックがある。これをお渡ししているところがございます。福祉のガイドブックは、私どももわからないと、これを見ますが、1、2ページのところに、それぞれの年金だ、医療、貸し付けだとか等々いろいろございます。こういったものを多分新たになった方については、お渡ししていると。ほかの手当等もパンフレットがございますので、その制度を書いたあらましみたいなものをお出ししているというような形に今現在はなっております。

先ほど来からも、身体障害者手帳が例えば昔はカテーテルで1級が出たのが、今現在はならないというようなことで、昔もらってみえた方の級が、あくまでもこれは本人さんの申告でしか、私ども、どうしてもわからないので、その辺、介護保険みたいな何か月とか、何年に切りかえとか、見直しというのが、手帳については、有期認定以外は、そういった形がございませんので、何とも本人さんの申し出しか、私どもは今のところ処理ができないということでございます。

○委員 山田邦夫君

これは、国から出てくる金、県の制度で出てくる金と町で出している金と入り組んでいるんですね。本当に、僕もいつか勉強したんですが、全然わからない。そのパーセントのことも知っているんですが、見ても本当にわかり切らない状態です。ですから、該当者は自分のことをこうやって一生懸命見るんでしょが、第三者が随分いろいろ救済されているじゃないか、優遇されているじゃないかというのは、そしる言葉になってしまって、的を射ないんですね。だから、福祉を大事にするということは必要ですけども、ちょっと不公平とか、悪乗りみたいなのが存在していると、本当に世の中、困ってしまうので、そここのところは、いや、国やあれやたくさん絡まっているので、町だけではやりようがないということなくて、どうか町で検討される姿勢はありますか。不公平が大分蔓延しておるように思え

るんですよ。大変難しい課題だけれども、研究をしないといけないように思うんですが、どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

山田委員の質問に、的確に答えになっているかどうかわかりませんが、障害者自立支援法ができて久しいわけでありまして、今見直し等々の作業があるということでありまして、今回見直しをさせていただきましたのは、決して行政改革だからということではなくて、若干そういうこともないわけではありません。がしかし、全協でも説明させていただいたとおり、ちょっとすそ野を広げたい。ただし、膨大に膨れ上がる扶助費をどこかで抑えなければいけないという考え方の中で、県の考え、国の考えをいろいろただしました。がしかし、なかなかきちとした答えが返ってきません。そんな中で、町として一つのやっぱり指針をつくらなければなりませんでした。

実は、昨年度この話を担当からもらったときに、これは慎重にやるべきだぞという指示をさせていただいて、本来ですと、全員協議会のときに、この内容をきちとお示しをして、これぐらいだからいいという意味じゃなくて、こういう手当も出ているんですよと。町としては、大変申しわけないんですけれども、3つの障害を今1つで認定している、それにも不備があると私は思っております。広域行政をやる中で、3つの障害を1つのところで合否で認定すること自身にも、既に今広域で私は管理者をやらせていただいておりますが、林委員長もそうであります。いろんなところでそれぞれの温度差が出てきております。

そんな中で、精神障害で苦渋をおなめになる親御さんに、何とか救う手はないのかなということで、予算を出せるのかと担当に言ったら、いや、町長、これ以上、予算が膨らむことはできないということで、今回、大変申しわけないんですけれども、重度の方のところに、若干、所得等々のことで、この方が本当に食うや食わずの状況ならば、これはちょっと見直しも考えなきゃいかんですけれども、もう少し町の補助をここでちょっと削減させていただき、精神障害の方にすそ野を広げたいという、そういう思いで今回上程をさせていただいたこともございますので、何とぞご理解をいただきたいのが1つと、あと先ほど言いましたように、不公平感があるんじゃないかということは、これは山田委員のみならず、いろんな方から、あの方は何々しているのにお金もらって、いい車に乗って、喫茶店へ毎日行っているとかいう声、我々のところにも実は聞こえているのも事実であります。がしかし、その実態は、我々としては、なかなかこれは難しいことでありまして、できれば国のほうに私どもも働きかけて、調べることはできないかもわかりませんが、意見としては上げていきたいなと、9区の代議士の方にお願ひしてでもいいんですけれども、いろんなことはできますが、ただいま町としては限界ではないのかな。先ほど担当も言いましたように、この状況の中で、精いっぱいのことをやらせていただくしか、今はないと、こんなことを思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 伊藤正昇君

2つばかりちょっとお聞きしたいんですが、Bさん、所得オーバー、2,367万円ですか、所得オーバーというのは、どこが基準になっておるのが1つ。

それから、医療が無料だけれども、これはだれが払うのか。担当のところへ通知が来るのか。もちろん無料だとはいっても、病院がただでやってくれるわけじゃないでしょう、それは。だれかが払うんでしょう。だれかが払うのに、金額がどこかへ通知が来るのか、本人ところへも通知が来るのか、その2つ、お願いします。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、所得制限の関係でございますが、それぞれ障害児福祉手当、特別障害者手当、あと経過的福祉手当というのがございまして、今現在使っている所得制限というのは、これは国の制度になりますので、平成14年から所得制限のほうは変わってございません。所得制限については、本人所得の部分と配偶者及び扶養義務者の所得制限、2種類あります。今回、Bさんについては、扶養義務者の方の所得制限を使っておりまして、扶養が5人ですと、所得で738万8,000円が最高扶養の所得額になります。この方は、完全に2,000万円超えておられますので、どの所得制限でもオーバーをしてしまうということになります。本人さんについては所得がありませんので、本人さんの所得ではかからずに、扶養義務者、お父さんの関係でかかってしまって、今、所得オーバーという形になっております。

それから、医療については、まず病院へ行っていただくときには、子ども医療もそうなんですが、こういった受給者証というカードがあります。子ども医療受給者証、それと障害者医療の受給者証、それぞれ健康保険証とセットでないと使えないので、個人部分、3割部分とかありますね。その部分を受給者証をセットで持っていくことによって、無料になりまして、請求のほうは、国保連合会ですとか、社会報酬支払基金のほうへお医者の方から資料点数訂正が回りまして、そちらのほうで、その医療自体が正しいかどうかを審査して、そのまま後は町のほうへ請求は来るんですが、これは県制度となりますので、県のほうも、後で補助金として返ってくるというような形になっております。

以上でございます。

○委員長 林 英子君

よろしいですか。

○委員 伊藤正昇君

そうすると、医療制度、とりあえず町が立てかえて、一遍払うということ。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

はい。

○委員 伊藤正昇君

金額的には、それは3割負担の人もあるし、ゼロの人もあるということ。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

はい。

○委員 伊藤正昇君

だけれども、町へある程度来てから、県へ。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

ええ。それで、補助金を申請するというような形になります。

○委員 高阪康彦君

今回こういう改定をされるんですが、精神障害者の方が、これは143人ふえて、もらえるということですね。8,000円で5人の方は、これを見させていただくと、かなり高所得者で、年間6万円ほど減るんですが、大変だけれども、そんなに大変じゃないかという感じがしますけれども、あとの方は、4,000円で3になれば1,000円だから、1万2,000円ですよ。私がお聞きしたいのは、前の改正前から改正後にして、実際どれぐらいの額の移動がある、これは、さっき僕、計算したら、月に95万円ぐらい、何か町のほうが助かるというのか、そんな感じしますけれども、前の議案の11号だったかな、きちっとこうやって書いて、こういうふうに変えると、110何万円出ますともらったんだよね。こういうのは出ないんですか。

(「協議会に出たやつ」の声あり)

ええ。これは協議会のやつを今見ているんだけど、要するに聞きたいのは、改正前と改正後で、町としてはどれぐらいの持ち出しになるのか、また助かるのかという計算という、そういうことです。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

一応、改正前後で、年間支給額で比較はしてございます。改正前の方で、人数のほうは21年9月現在の人数を使いまして、年間で、月額に直すと、これは371万5,500円、年間でいきますと、4,458万6,000円の金額がまずは改正前です。後でいきますと、月額については、276万4,500円になりまして、年間トータル3,316万1,000円ぐらい。差し引きしますと、大体1,100万円ぐらい申しわけないんですが、ちょっと多く……

(「助かるわけだ、町が」の声あり)

そうです。

(「改正によって、そういうこと」の声あり)

そうです。

○委員 高阪康彦君

これは、私が言った計算どおりと、全員協議会でもらった表どおりだね。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

はい。

○委員 高阪康彦君

はい、わかりました。

○副委員長 伊藤正昇君

では、林さん、交代します。

○委員長 林 英子君

では、お願いします。

ここには、I Q35で出ていますが、知的障害者のところ、I Q55で調べてみたんですけども、15歳の方がI Q55だと、8歳3カ月ぐらいの知能だと言われていましたし、18歳の方だと、I Q55で、9歳2カ月ぐらいの知能だというふうに発表されています。I Q35のをちょっと調べてみたんですけども、ありませんでしたから、55でやってみました。私は、この5人を出して、事実こんなに金を使っているからというふうに一般的には見られると思うんですけども、改正前の方、1級でI Q35の判定の方が合併で8,000円もらっていて、その人の家庭がどうかということを皆さん本当に考えていただきたいと思うんです。なぜこのように減らすのか、私には本当に理解できません。

この家庭は、私たちは、こうしてきょうも元気に来ていますが、本当に手を離すことができない1級Aさん、7歳の方、23歳の方、本当に大変だというふうに思うんです。今こそ、この人たちに、私は愛知県にも電話してみたけれども、これは法的に決まったことです、それを減らすということは、考えられないというふうに聞いておりますが、私は、本当にこれだけは今までどおりに、この前も全員協議会でも話が出ていましたように、8,000円の方が3,000円になる、どうしてというふうでは、説明がつかないんじゃないかというふうに思うし、私は1,100万円福祉で減らす、そういう気持ちを減らしてしまうということは、本当に耐えられないことですし、精神障害者の方の3,000円と身体障害者、知的障害者の方の3,000円とは、大きく違うというふうに思います。

確かに精神障害者の方も大変ですし、私も、いそベクリニックへ最近よくついていくようになりましたけれども、改善前の1級の方たちは、本当に生活が大変です。私は、蟹江町でわずか、実績報告書でいきますと、20年には6人と書いてありますが、今度の場合、5人と報告されておりますけれども、どういうふうにして、この1級の方の選定をされたかなと、まだ思うぐらいです。よそを調べてみますと、人数はもっと多いです。蟹江町は、何かすくく5人、6人というふうに言われておりますが、私は、こういう冷たい行政は絶対にいけないというふうに思いますし、皆さん、身体障害者1級、I Q35という今までの合併症の方が8,000円もらっていたわけです。それを今度切り離して、では身体障害者1級、2級、3,000円プラスA判定、I Q35以下の方が3,000円なので、6,000円になるか、そうじゃないわけですね。今度は、身体障害者、知的障害者と切り離して。ですから、こういう本当に皆さん、機能障害1級の方、寝たきりの方ですよ。しかもI Q35の方です。こういう方の8,000円を3,000円に下げた、そんなことが私は絶対にこの人たちの生活だというふうに思うんですけ

れども、どうでしょうか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

今回の扶助料の改正については、メインは精神障害の方、最近、心の病の方が多数ふえる傾向がございます。そういった方については、今のところ手当がなかったので、今回、精神障害の方を新たな受給者にすることがメインでございます。ですので、すそ野を広げると。その関係で、まことに申しわけございませんが、一部の方については、落ち込みが激しいというのは、確かに8,000円から3,000円がありますが、どうしても金額を下げたから、冷たいと言われるというのは少し、あくまで見方もありますが、すそ野をとにかく精神障害の方も全部入れたということをメインで今回の一部改正を行いましたので、冷たいというのは、少し私どもは、ちょっと我慢をしていただくというような形にはなりますが、精神障害の方をとっていただければ、すそ野を広げて、何とか精神障害の方にも扶助料を限られた財源の中でお出ししたいということでございます。

以上です。

○委員長 林 英子君

それでは、障害1級の方は、法的にはどういう人になるかというふうに決まっていると思うんですけども、鈴木さんは、どういうふうな方が1級だというふうにして、この方の本人がここへ挙がってきているのでしょうか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

どういった方が1級、2級というのは、あくまでもお医者様に、その方の診断書を書いていただいて、お医者様が何級ということを決めて、こちらのほうへ出て、それから私どもはそれに基づいて級をとということになりますので、私どもは、こういう人は1級とか、そういう判断はしておりません。あくまでもお医者様に任せてというか……

(「あなたが判断できないので、どういう人たちだねというふうに聞いています」の声あり)

俗に言うと、まず通常身体障害者の一番目が不自由な方ですとか、であと心臓機能障害の……

(「2歳か3歳ぐらいだわ、I Q35は」の声あり)

I Q35になりますと、本当に普通の生活は送れない。体幹機能障害の1級ですと、ほとんど自立で歩くことはできないというような形ではございます。

○委員長 林 英子君

そうです。だから、2級の人たちでも、今まで4,000円、二種障害で出ていたのが、今度3,000円、2,000円、1,000円というふうになりますけれども、本当にこの人たちのI Q35以下、それから身体障害者手帳3級に該当し、I Q50以下、これは、私は今までの実績報告書を見ても、本当に蟹江は手厚い扶助料を出しているなというふうに思っていましたけれども、

こういう今度この改定を見せられて、皆さん、そんなことを言うけれども、本当に1級の人たち、こういうふうだよ、だから何も8,000円を3,000円に切ったって、この人たち、たくさんもらっているがね。そういう報告になるために、これを出されたとは思いませんけれども、私は絶対に8,000円は、その方たちの生活は本当に大変だと思う。

(発言する声あり)

うん。だから、生活が大変じゃないと思われるために、療育Aのこの表を出されたというふうに思いますけれども、実態は本当に8,000円が生活の糧になっているのではないかと、そういうふうに私は思います。鈴木さん、どうですか。

○民生部長 加賀松利君

従来のやり方というわけで、昭和54年度からこれが始まりました。それから、平成4年ですか、当時は、一種は5,000円でした。二種は3,000円、三種は2,000円。平成4年から一種が8,000円、二種が4,000円、3,000円、今の現行どおりになっております。それから、ずっと30年と言われていませんけれども、町はお金だけ出してきました。それがすべてかというのと、ちゃんと福祉計画ということをつくりまして、お金も大事なんですけれども、障害者を取り巻く環境というのは、やっぱり改善していかななくてはいけないということは常々思っておりますので、お金も大事なんですけれども、もっとほかの整備も大事だということも考えて、こういうふうにさせていただいたというのが本音のことです。

福祉計画もございまして、それにのっとって進めていきたいと思っておりますけれども、やはり今財政が厳しい状況のところなんですけれども、障害者の地域生活支援センターとか、そういう人員とか、そういう方たちもやっぱり配置していかななくてはいけないということを考えております。やはり委員がおっしゃるように、私たち、想像でしか物が言えませんが、確かに想像を絶するような生活をしてみえるというのは、確かだと思っておりますけれども、それで町は、お金で何とかということであつたんですけれども、やっぱり時代が変わってきたので、それも含めて、何とかいろんな手だてを重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 林 英子君

はい、私はいいです。

では、わかりますかね。すみませんでした。

○委員 菊地 久君

どう考えてもわからんの、あんたたち。1つは、この財源、今まで使っておった4,000万円の財源は、どこから出てるんですか、まず1つ。

○民生部長 加賀松利君

町税でございます。

○委員 菊地 久君

全部町ですか、県ですか、国ですか、8,000円の内訳。

○民生部長 加賀松利君

町です。

○委員 菊地 久君

全額町だね。

○民生部長 加賀松利君

全額町です。

○委員 菊地 久君

単独だね。

○民生部長 加賀松利君

単独でございます。

○委員 菊地 久君

そこで、民生部長の言おうとすることで、国が言おうとすること、県が言おうとすることは、確かに障害者を取り巻く環境の障害者、障害児の支援法について不備があったり、見直したとか、政権がかわっていくに、いろいろと変化ができておるんですが、町政はかわっていませんので、そういう中で、今回こういうことにしたのは、町長、さっき言ったのは、すそ野を広げたいと。では、すそ野が広がっていくと、4,000万円のが5,000万円になったとか、もう1,000万円積んだとかいうことではないわけ。4,000万円の年間、町が単独で出しておった財源を3,000万円で、1,000万円をまず浮かしたと。では、1,000万円を浮かした金は、障害者の皆さん方にとって、例えばほかの面の支援策を新たにこういうことを考えて使おうとしておるだとか、そういうものが何か伝わってくるかどうかなんですね。

例えば障害者の皆さん方が集まって、議論をふやすだとか、親子で対話ができるだとか、心の支援をしてあげるだとか、そういうものが充実をする金を使うんだよと、だから予算を見てちょうだいと、この分は手当では出さんけれども、この分は、こういう新しい方法で家庭訪問をしてあげるだとか、こういうことをするだとか、心のケアをする方向を打ち出しましたとか、こういうものが何にも説明がないままに、今回の手当の改正で、さっきの5人の人、8,000円を3,000円にしたりとか、3,000円を2,000円にしたりとか、そして今までもらっていない人に、1,000円支給ができるようになったとか、こういうことの説明になるものですから、それでよう理解してくれと言っても、それは理解のできる話でも何でもないので、1,000万円、要は町も財政が苦しいで削ったぞと、そして8,000円行っておるところだって、表を見ればわかるように、そんなに苦しくねえでねえかと、こんなぎょうさん国や諸手当やいろいろもらっておるじゃないかと、車を買えば、車でも安い割引もあるし、高速乗れば、高速料金も割り引いてくれるし、新幹線乗れば、新幹線でもとか、そういういっぱいあるよと。あるから、そんな1,000円が3,000円になったって、どうってことじゃねえじゃねえかと

いう気持ちがありはせんかと私は思うの、あんたたちに。

そういうものではないと、本当に生まれながらにして障害の子供を抱えた家庭の苦しさや悩みなんて、物すごい大変だと思うよ。そして、その子が成長していくわけよ、ずっと。親は面倒見る。だから、国もこういう形で、健常者と同じように何とか育ててほしいと、親が殺すようなことのないようにというのが障害者に対する思いやりなんですよね。だから、そうなった。働かんでも、飯を食えるようにしておるわけでしょう。それから、蟹江のワークースでも、障害者だからといって、家庭の中に閉じこもっていかないので、ちょこつとでもいいでしょう、職場へ行って働けるかどうかわからんけれども、家庭から行って、ワークースで働く喜び、そしてそこから収入を得られる喜びを感じさせるために、ワークースもつくったんでしょ、あれも。

そういう障害者の支援、自立、そういう施策というのは、町は町なりに、ああいうワークースはいち早くつくった、蟹江はね。よそなんか、後ですよ。そういう障害者支援に対しては、相当力を入れてきたのに、ことしになって、なぜという疑問を私は感じるわけ。福祉に対しては、優しい蟹江なんですよ。本当に共産党のお二人が、しきりにいろんなことを言ってくれるおかげかもしれんし、守っておってくれたかもしれんけれども、福祉に対しては、大変、蟹江町はいいわけ。いいって、よそに比べて絶対いいという意味じゃないよ。気持ちの上では優しいの。だから、それを何でかなと、今回のこの提案、どう考えても理解ができません。それで、すそ野を広げたいと言って、4,000万円が5,000万円になった、そういう中で、見直しの中で8,000円を5,000円にしたとかいうランクの差があったというのなら、これは見直しでいいんで、違うもの。減らすためにやった見直しでしょうという。

今、あんた、国のほうでも障害者に対する支援に対して、どうあるべきかという検討中なんですわ。検討の最中で、少しでもというときに、蟹江町だけかどうか知らんですよ、よその町村がどんなふうか知りませんけれども、財政が大変厳しいから、1,000万円ここで行政改革の提言だとか、いろんなのを踏まえたときに、ここでまず1,000万円削ったれということ。1,000万円浮かしてやれということにしかとれないよ、これは、あんたらの説明を聞いておると。だから、どんな発想だったの、あんたたち。どうしても理解できん、さっきから聞いておるけれども、どういう発想で下げたのか。高いところは下げた、それでもらっていない人は拡大した、それで総トータルで1,000万円、町は財政が浮きましたということでしょう。これは、わかる、我々が、理解できる、町民に。もう一遍言って、ちょっと委員長、もう一遍聞いてくれ。そんなばかげたことあるか、そんなもの。聞いておって、全然わからんわ、そんなもの。訴えるものない、あんたたちも。

○町長 横江淳一君

大変、菊地さん、お怒りな気持ちは、わからないではございませんが、決して行政改革だから削ろう、答えが出たから、そういうふう結論を持っていかれるのは、それは菊地さん

の勝手でございます、はっきり言いまして。ただ、福祉に優しい蟹江町、これは我々としても、これからもどんどんやっていきたいのは事実であります。実際、ワークスさんとしても、我々例えばペットボトルだとか、いろんなものについても直接売買をせずに、特に皆さんの地域の知的障害者の18歳以上の皆様方に、何とか支援に、資金になってほしいという、これを今ずっと継続しているわけであります。これの見直しも、では例えばこれからもいろんな考え方をしていかなきゃいかんときもあると思っております。現実には、平均1万4,000円から1万5,000円の支給しかもらっていない皆様方、これを何とか2倍に、3倍になんていう話も私も聞いておりますし、町としても、これからいろんな施策も考えて、親御さんがもしも亡くなられたときに、子供たちはどうするんだろう、そんなこともよく話を聞きます。

精神障害の方もそうであります。知的障害の方もそうであります。精神障害の方も、今、個人的に名前は申し上げませんが、一部の方が自宅を開放して、一生懸命やっております。町長さん、何とかこれに対して支援いただけんかと、一銭も我々はもらっていないんだ。いや、そうではない。では、民家の若干の借地料、運営費の一部を何とかお手伝いをさせていただこう。ただし、抜本的にちょっとこれを考えさせていただくということも、お約束したわけじゃないんですけれども、タウンミーティングの中でいろんなご意見をいただきました。

今、問題になっております重度の身体障害者、そして体幹機能の障害1級、IQ35の方、決してこの5人の方が金をもっているから、少々減らしても問題ない、そんなことのもりで出したわけじゃありません。全員協議会の際に、菊地委員もご記憶かなと思いますが、小原議員のほうから、食うや食わず、月に7万円ぐらいしかもらっていない方が、たしか3万円はどうやって食っていくんだ。こういう状況の中で、大変苦しんでおる人がおるぞ、町長、わかっておるんか。十分わかっております。でも、この5人の方については、幸い、今現在そういう生活苦のお話は聞いておりません。かといって、切りたいといって切ったわけじゃありません。全体像の中にすそ野を広げて、最終的にこれが、4,000万円が4,500万円になっても、私はいいと思いました。結果的に、1,100万円減ったことになります。

ただし、行政改革の中で、その枠の中で予算を組んでくれというふうにお問い合わせの事実であります。これも事実であります。決して、それを否定するわけじゃありません。結果的に1,000万円ぐらいのお金が浮いたら、別の形でその1,000万円を、今現在、ではこれに使うということは、お示しはしておりませんが、別の形で福祉に当然、障害者の関係のことに使うんだったら、そういう施策にまた充てていこうじゃないか。全体をもっと見直そうじゃないかという全体会議の中で、一つの結論を出させていただきました。今現在、これにこのお金を使うという鮮明な説明はできません。

今現在、国のほうでも、ではこのことについて、例えば子ども手当一つとっても、12歳から15歳まで広げました。その分について、では全部、マイナス分いただけるかなと思ったところ、実際いただけないわけであります。これは、特例交付金という形で、どんと持ってこ

られました。では、足らずまいは、当然、町が出さなければいけません。そうすると、今の
ような財政状況の中で、決して今の政権をどうのこうの言っているわけじゃありませんが、
我々の中で、限られた財源を必ず運用していかなければいけない。これ以上、起債をふやす
わけにはまいりません。財政調整基金を一定のところの水準まで持っていかなければいけな
い。そういう全体バランスを考えたときに、こういう結果になってしまったことも事実であ
ります。ただし、この1,100万円、たまたま結果的に、町の中で浮いたお金と言っては、大
変失礼でありますけれども、それだけできたお金を別の形で障害者のほうに振り向く、これ
は各担当のほうで、また別の形で出そうということは、意見として出しておるわけでありま
すので、すぐここで理解できんと言われれば、それまでであります。我々としては、その
説明が今精いっぱいの説明でありますので、何とぞご理解をいただきたい。

以上であります。

○委員 菊地 久君

やっと今、質問に対して町長が答えたんだけど、本当に議論をして、今、町長が答え
たような議論が結論であったかどうかという。やっと今、町長の答弁を、あんた、その場
でうまいこと言うていかんけれども、いや、今まで聞いておってごらんない、担当者が、民
生部長の言ったこと、福祉・児童課長が言ったことを総合して聞いても、わしは絶対こんな
ふうにとれないものですよ。伝わってこんじゃん。伝わってこんということは、ただ単に行政
改革の中で財政が苦しいで、あんたたち、民生部やそれぞれの担当者が1割なり、2割
なり支出を減らす方法、何かないかと町長に言われて、考えた結果、こういうふう
に原案をつくってやったら、4,000万円の予算が3,000万円に減りましたと、1,000万円
浮かしましたと言っておるぐあいはないの。それしか伝わってこんの。だから、福祉行政、
特に障害者行政等について、こんなに冷たいことは、あんたたちは考えたなという印象
しかありませんよ。

今まで4,000万円のお金があって、見直しによって、総額は変わらんと、しかしすそ野を
広げようと、こういう知的障害者、なかなか面倒見てもらえないと、身体障害者の人は、目
にわかるわけ、足が悪いで歩いておる、車の支援が要るだとかいうことで、すぐ障害者と目
にわかるの。しかし、ほかの精神的だとか、そういう人の障害者はわからんの、正直言って。
つかみにくい。そういう方々をないよと、ちいとでも、何か1,000円でもいい、2,000円でも
いいで、家庭で足しになったらどうですかと、こういうのはどうでしょうかと
言って、新規につけるようになりまして。そして、つける結果、全体を見直したときに、こ
こら分の部分は、ちょっと8,000円、5,000円にしてもどうだろうかだとか、この人は
ないものをつけてあげた、こうなった。総トータル的には、3,000万円が3,500万円、4,000
万円になりましたという中で、下がった人もおったと、5人の方について、例えば8,000円が
5,000円になりましたというような見直しの中であつたというなら、そうかと言えよ。そう
じゃないもの。1,000万円浮かすために、見直しだけじゃないの、こんなものは、早い話が。
そういう行

政のやり方でいいのか。私は、そういうふうにはしか理解、今していないでね。

だから、ありとあらゆるところで財政が苦しい、あれがえらいえらいと言って、片っ端から町民生活を切り詰めて、切り捨てて、補助金も切り、こういう一番弱いところの負担金も削る、これが今回の蟹江町の予算かと、これは予算の議会でやるけれども、こんなのはつきりしておるものは。町長が幾ら言っても、あんたの見方だと、いいです、結構ですよ。わたしは、そういう取り方しかしないということ。だから、それでいいのか、これ以上言ってもいかなので、こういう考え方であなたたちはやったなというふうに私は思う。それだけ言っておく。これは、また本会議でちゃんとやらせてもらう。

○委員 米野秀雄君

いろいろ議論が出ております。私なりの見方、考え方でちょっとお願いをしたいわけでありましてけれども、財政厳しい折から、すそ野を広げたい、限られた予算の中でということも重々わかります。私、端的に申し上げますけれども、少なくともこの5名の方に、8,000円が3,000円になったということに対して、ご理解いただけるだろうかというような視点からも、また考えたわけでありましてけれども、ここでもう一度、町としてこの5名の方に、ほかの方たちには失礼な言い方かも知れませんが、3,000円ではなくて、その間という失礼な言い方なんですけれども、根拠はないんですけれども、5,000円であるとか、6,000円であるとかいうことを、この5名の方に区別するという言い方は不適正だとは思いますが、もう一度そういう視点でご検討いただけないかと、そんなふうに思います。

いろいろほかの方、たくさんの方がおみえになりますので、個々にこういうような資料をちょうだいすれば、それなりのまた結論も出るかと思うんですけれども、これからこの5名の方が望ましいことではないし、決して喜ばしいことではないんですけれども、今後ふえる可能性もあり得るわけです。県が、あるいは国がいろんな補助をされてみえる。蟹江町として、ではどうするという視点に立ったときに、精いっぱいという意味合いで、8,000円を3,000円と限定するんじゃなくて、もう一度例えば5,000円にしたらどうなんだと、5,000円にすれば、1年で6万円ですね。5人でしたら30万円です。それが捻出できないだろうか。細かいことについては、まだ十分わかりませんが、折衷案という意味では決してありません。せめて、蟹江町として、これだけのものを扶助させていただきますという視点から、そんなことをご検討いただけないかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、米野委員からご提案いただきましたが、何度も言いますように、私は、お金を削るためにやったわけじゃありません。どう思われようと、それは結構であります。折衷案を出さずでしたら、もう既に出しております。そういうつもりでやったわけじゃございません、はっきり言わせて。それは、何度も言いますように、精神障害児の方にいろんなご意見がありました。ただ、根底には蟹江町の積極的な財政改革というのはありますよ。

(「あるだろう」の声あり)

うん、あります。それはありますが、結果的にそういう結果になりました、これは。ただ、よう抑えよというような言い方を今菊地さんおっしゃいましたが、全体像の扶助費の考え方をしっかりやってくれということの指示はいたしました。結果的に、今これをきのう、おととい出したわけじゃありません。昨年度から検討に入っているわけでありまして、我々としては、この5人の方にたまたまスポットを浴びせただけでありまして、それだけじゃなくて、何百人の方がまだおみえになるわけです。これをなぶつたら、じゃみんなをなぶるということになってしまいます。ですから、このことについては、米野委員からご提案をいただきましたが、今現在は、そのことは考えておりません。

ただ、先ほど来、菊地委員にも言いましたように、別の形で1,100万円を生かす、先ほど言いました余剰のお金であると思いませんが、有意義にそのお金を使いたいという考えは今持っております。今、そういうお答えで、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

○委員 山田邦夫君

今議案と直接の関係ないご発言が先ほど町長からありましたので、私も発言いたします。

子ども手当等について、町の負担がふえると、あるいはもらうべきものが一括交付金で来ると言いながら、足らずまいは町の負担になるというご発言がありました。このことは、大変、私は気にして、方々調べておるんです。そういうことはないと言っておりますので、資料もなく、意味不明の発言をこういう場所で町長がされては、大変差し支えがあるように思いますので、一時保留、訂正されるなり、改めて資料を出していただいての発言にさせていただくようにお願いします。

○町長 横江淳一君

大変関係ないことを申し上げました。決して、そういうつもりで言ったわけじゃありません。ないと聞いております、今、財政のところから。きちっとした証拠があるわけじゃありません。ただし、暫定的にお金 coming している計算によりますと、その分のすべてが特例交付金で満たされるということは今現在考えられない。今、山田邦夫さんはあるとおっしゃいました。でも、それも実際、根拠を私もお出しをいただきたい。逆に、これはいろんなところで、いろんなお話を聞いております。情報をとっておりますが、ほとんどのところから、答えが返ってきておりません。でも、今現在、蟹江町に示されておる金額からいくと、すべてが満たされるとは思っておりません。これは事実であります。ただ、それが現実きちっとした金額が決まりまして、もしもそういう金額が全くプラス・マイナス・ゼロになるという可能性もないわけじゃありませんので、先ほど私が申し上げました発言につきましては、撤回して、訂正させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員 山田邦夫君

了解しましたので、よろしいんですが、これは県の予算、国の予算の説明会がどうかわざわざ聞きに行きまして、国会議員や県の人に聞きました。そういうようなことにはならないと。今、資料がないとおっしゃいました。細かい数字はありません。しかし、不足するようにはしませんと答えておりますので、今の発言は撤回するとおっしゃいましたので、私も引っ込めますが、資料なしで、余り現状不信、不信が世に満ちてきておるんで、首長さんにおっしゃっていただくのは、気をつけてもらわんといかんと、それだけ、私も言うておきます。

(「議事進行」の声あり)

○委員長 林 英子君

今終わっていただいたので、一言言うておきますけれども、先ほど町長、かにえワークスも、何かペットボトルも出したり、寄附も出したりしてやっているじゃないかと言われましたけれども、本来かにえワークスというところは、そういう場所ではないんですよ。精神障害者の人や知的障害者の人が働いて、金をもうけるところではありません。あそこは、そういう人たちが将来も自立していけるように指導し、生きていくようにするという場所であって、たまたま何にもすることないといけないし、経済的にもやっていけないので、そういうことを与えて、やってもらっているというだけで、そういう考えを持って、かにえワークスの仕事をやっているから、あの人たちを助けてやっているということではないというふうに私は思います。

それから、もう一つは、私は精神障害者の扶助料については、10年前から出すようにと出てきて、やっと出るでよかったなというふうには思っていますが、今までのように、改正前のように障害3級の方までタクシー券が出ていましたけれども、今後どうなるかということは、もう一つは、私は心配をしておりますが、この件については、どのようになっていくのかということだけ聞いておきたいと思えます。

(「タクシー券は36枚ちゃんとあるんでしょう」の声あり)

違う。36枚だけれども、今まで障害3級までは出ていたけれども、今度……

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

タクシー券については、今までどおりということで行います。

(「議事進行だで」の声あり)

○委員長 林 英子君

障害3級までね。

(「議事進行」の声あり)

それでは、進行するというふうに言われましたので、進行いたします。

ほかによろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○委員 菊地 久君

討論に参加をしたいと思いますが、先ほども私は言いました考え方の違いは、町長との違いは違いで結構です。しかし、現段階の中で出された条例の骨子、精神からいうと、これはまずい。この条例提案については、非常に今の重要なときに当たって、なぜこんな改悪をしなければならないのか、幾ら財政が窮屈だ、厳しいだと言いながら、このような一番弱い立場の障害者に真っ先に仕打ちをするような条例改正なんて、もってのほか。私は、考え方は、違いは違いで結構。だから、これは平行線でいいし、私の考え方は、障害者に対しては優しく自立支援、自立していただきたい。そして、自分がなったわけでもないし、生まれながらの人もおりますし、それから特にこれから年食った高齢者というのは、痴呆症というのが病気やなんかで大変な問題を抱えてくるわけ。抱えてきて、国もちろん、町も大変であります。精神として、弱くなった人たちに対して、どう行政が携わっていくかという基本姿勢の問題。そういう基本姿勢からいうと、今のこの提案を出された基本姿勢は、全く逆行しておる。だから、私から言わせると、こんな条例提案はばかげておる。だから、撤回をするならよし、そうでない限り、私はこの条例については、討論に入っていますが、賛成か反対かといえば、反対します。私は、この条例提案、反対。

○委員長 林 英子君

賛成討論の方はありますか。

○委員 高阪康彦君

確かに、表面を見れば、減額ということですが、先ほど言われたように、お金だけで我々の障害児に対する気持ちをあらわすというのも、ではお金だけをたくさんやっておればいいのかというのと違いますし、財政的には先回の予算も見ましたけれども、町民税も減額している。では、福祉だけの分野が、全くじゃそこだけ別分野だと、あと全部切って、福祉はどうしても切れないという世の中ではないと思うんです。福祉の分野でも、やはりある程度切れるっておかしいんですけれども、我慢しているところは、我慢していかないと、それは、それこそないけれども、町債がふえて、蟹江町も最終的にはやっていけないようになってしまう。

だから、その辺のところ、今回の提案ですけれども、町長言われるように、減らそうと思ってやったわけじゃない。扶助料を見直して、すそ野を広げた結果、減ったと、私はそういう考えで、例えばこれは、今はこうですが、将来はまだふえていくかもしれません。ある程度歯どめをかけないと、蟹江町の財政が右肩上がりでどんどんどんどんこ税収が上がる時代ならいいですが、下がっていく時代なんですよ。あとは、この前予算を見たように、今度、一般質問でやりますけれども、町債を組んでふやして、それで変わっている。みんな自分たちのツケになるんですよ。ということで、私は、確かに障害者の方は大変です。ですが、それ

をお金だけで割り切って、いや、お金をたくさんやっているから、町はやっているんだというような考え方がずっと続けられるとは思わないんですよ。

そういった意味で、この案に対しては、すそ野を広げる、今までもらっていない方も、もらっていただける。それから、今言われたように、1,000万円浮きましたけれども、千何人ありますので、1人にすれば、年間1万円平均というようなことですよ。では、そこで1万円がちょっと大変だと言われれば、確かにそうですが、その辺のところは、今の行政改革において、ある程度受け入れられる範囲ではないかと思っておりますので、やはり今の状態を考えれば、これは賛成をいたしたいと思えます。

○委員長 林 英子君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これにより挙手によって採決いたします。

議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

わかりました。挙手多数で決まりました。したがって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

休憩したいということですので、休憩をいたします。

それでは、11時10分から始めます。

(午前11時00分)

○委員長 林 英子君

10分と言いましたが、2分ほど早いけれども、そろいました。

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前11時08分)

○委員長 林 英子君

次に、議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

○民生部長 加賀松利君

それでは、お手元に配付させていただきました13号の資料請求資料、本会議では資料請求がありました。斎苑の利用状況並びに町民が蟹江町以外の火葬場を利用した年度別の使用状況並びに裏面のほうには、近隣市町村の斎苑の使用料の一覧表をつけさせていただきました。

最初の表のほうでございますけれども、平成16年から平成21年2月末まで、舟入斎苑では、ごらんのとおりでございますけれども、本町斎苑の真ん中、米印の名古屋市を含む町外利用者ということで、平成16年33名から平成21年49名ということで利用されております。

簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長 林 英子君

それでは、質疑に入ります。

皆さんご意見ありませんか。質疑ございませんか。

○委員 菊地 久君

このことについてはあれですが、特に町長のほうから考えてもらいたいと思うんですが、弥富市の火葬場なんですけど、使用できないと書いてあるね。それで、片一方では、費用として8倍と書いてあるでしょう。これは、どういう意味なの。使用できなくて。

○環境課長 上田 実君

説明不足で大変申しわけございません。資料を見ていただきますように、2ページのところの弥富斎苑を見ていただきますと、弥富斎苑、米印2のところですけども、町外の方は使用できないというふうに書いてございます。金額のほうは4万8,000円というふうになっておるんですけども、実は1ページのほうを見ていただくと、旧弥富町潮見台火葬場というところで、平成16年にお一人ということで、人数が書いてございます。基本的には、今は弥富市ですけども、弥富市には1カ所の火葬場があります。こちらの潮見ですけども、こちらのところでは使用が、町外の人、要は蟹江町の人が弥富町で火葬したいよというときは、できないというのが原則です。ただし、弥富市も蟹江みたいに、弥富市でもともと住所があった人が例えば蟹江町老人施設のカリヨンなんかに入られると、住民票をどうしても動かさなければ入れませんので、弥富の方が蟹江の例えばカリヨンで亡くなられて、火葬を喪主さんが弥富にみえる弥富のほうでやりたいというときに、実は弥富のほうでやれる。というのは、住所のほうのカリヨンという蟹江の住所がついていますので、その方はもともとの弥富のほうに戻って、弥富の斎場が使えるという意味で、弥富市としては使えるよということになっております。基本的には、弥富市さんの場合は、町外の人を受け入れることはできないということです。

あと、役所からの依頼があった場合というふうに米印のところのところに書いてございますが、これは災害だとか、特別な事情があつて蟹江町が何とかお願いできんだろうかという場合ですけども、ほとんどの場合はあり得ないということで、ご理解を願います。

○委員 菊地 久君

私は、正直言って、知らなんだんですわ。弥富市は、ごみ処理場をつくったときに、周辺対策の補助金ということで60億円出ておる。その金の中の一環として建てた斎場なの。だから、言うならば、弥富市以外に使わせんという考え方がおかしいの。私は、気がつかないで申しわけなかったけれども、これを見たで、町長がやっぱり一番丈夫い方なので、またうまいこと言ってもらって、それは絶対おかしいんですわ。切り込んでもらいたい、町長からね。それで、私も、今度何かの機会のときに、本当に知らなくて申しわけなかったんですが、こ

れはいかんですわ。表に出さないかんことと私は思うから、弥富市がそれは満杯でできんときは別ですが、あいておるときは蟹江だとか、周辺のあときは1市12町村でやったんですけれども、その関係のところからは、要請について応じるという形にせんと、愛西市は愛西市でつくれば、またそんなのなくなるかもしれませんし、よそもどうなるかわかりませんけれども、そういう幅広くやらんと、これは弥富市がこんなことを平気でやっておるといことは、絶対これはだめだと私は思う。

ぜひ、それはこんなところで幾ら力んでもいけませんので、機会を見て言いたいですし、町長のほうからも、このことについては、何かの議題なり、要請なりをぜひ鋭く言ってもらいたいと思います。委員会から発言があったと言って、言ってもらえれば、どう。

○環境課長 上田 実君

今ご指摘の表を見ていただいても、使用できないというのは、愛西市、弥富市、飛島というふうにあるんですけれども、基本的には、議員おっしゃられるように、公共の施設ですので、だれしもの使えるというのが基本に立っておるはずで。だけれども、やっぱりご存じのように、いろんな諸問題もあり、今、愛西市も設置をしておるところ、あるいは名古屋市も新たに新茶屋というところで設置を考えております。もちろん町長も、飛島にも、愛西市にも、名古屋市にもいろいろ声をかけられるというか、そういう接するときには、いろんなお話をしてみえております。ただ、これは決めるのは、それぞれの自治体で決められますので、働きかけとしては、町長もしておるといふふうに私も聞いております。

○委員 菊地 久君

特にここは違うの、状況が、そんなもの。

○町長 横江淳一君

今、担当から言いましたように、これは前から知っておったわけでありますので、今の環境事務組合の周辺対策費の話は、ちょっと別に置いておきまして、本町の火葬場が大変老朽化をしているということで、舟入との関係、17年度から運営協議会で話をさせていただいておりますが、なかなか本会議で菊地議員のほうから上程のときにご意見をいただきました。本当に真摯に考えて、一生懸命やっておるんでありますが、なかなか運営委員会のほうでは難しい問題が残っております。でも、手をこまねいているわけじゃなくて、地域の本町火葬場の延命を図るためにも、愛西市、それから弥富市、飛島村の首長さんには、事あるごとにお願いをできんかという話はしておるんですが、これもなかなかうんと首を縦に振っていただけないというのが現実であります。今ご指摘いただいたとおり、非公式なところでも、また申し込みをしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 林 英子君

何かほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

賛成の方、反対の方ございませんか。

(なしの声あり)

ありませんか。

(「はい」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第13号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いいたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

これで総務民生常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

(午前11時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 林 英 子